

綿 スフ 織物情報

2021年(令和3年) 1月号 Vol. 1858

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <https://www.jcwa.jp>

主な内容

「年頭挨拶」平松誠治(日本綿スフ織物工業連合会会長)／「年頭所感」藤木俊光(経済産業省製造産業局長)／「年頭所感」前田泰宏(中小企業庁長官)／「年頭所感」永澤 剛(経済産業省製造産業局生活製品課長)／JETRO パリ・ミラノ・ロンドン テキスタイル商談会開催／SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催／日本繊維産業連盟常任委員会開催／一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催／令和2年度第3次補正予算案閣議決定／令和3年度予算案閣議決定／令和3年度税改正案閣議決定／日・英EPA／綿工連産地・企業の新聞記事一覧(2020年12月)／特許公開情報

年頭挨拶

日本綿スフ織物工業連合会
会長 平松 誠 治



新年おめでとうございます。

令和3年が始まりました。昨年は半世紀の時を超えて東京オリンピックに熱く燃えるはずが一転、新型コロナウイルスの出現により人類と未知のウイルスとの戦いになり、今なおその戦いは世界中のあらゆる場面で続いています。米国新大統領との今後の日米関係及び米中関係、日韓問題、RCEP協定の署名など日本を取り巻く国際情勢も目まぐるしく変化しています。

綿工連傘下の企業は衣料品から産業資材まで多岐にわたる品目を生産しているのが特徴ですが、コロナ前の2019年後半から様々な要因により、リーマンショック以来の悪い状況下、今回コロナの直撃を受け、昨年4月以降ほとんどの受注が激減し最悪の業況となっています。

そのような中でも産地企業は国の様々な支援策を活用しながら、出来る限りの自助努力



を重ねてまいりました。

これからも厳しい状況が続きますが、マスクや防護服関連への対応、ネット販売の拡大、また従来のお客様から信頼され最優先で発注が頂ける取り組みの深耕で乗り越えましょう。

私たちは世の中で必要とされているから、今日現在残っているのです。

綿工連としては本年も、現在生き残っている企業は自社の強みに気づき、企業価値を正しく認識することが重要だと考えますので、その手段として、引き続き安全対策を取ったうえでの産地間交流、企業間交流を後押しして参ります。

もちろん次世代を担う綿工連綿's倶楽部(旧青年部)のメンバーが将来への夢を描けるよう支援や連携をさらに強めます。

また2020年は、様々な展示会等が中止・縮小された中、これまで7回にわたって開催し、昨年止む無く中止としました「綿織物産地素材展」も本年3月開催に向けて、準備を開始致しました。

そのほか、織布運転の技能実習第3号(5年)へのすみやかな移行と改正入管法での在留資格である特定技能1号(単純作業)に繊維業を入れることについては、関係機関と連携を図っていく所存です。

一般財団法人での助成金事業も継続致します。2019年度から申請書類の簡素化等を図り、従来の新商品開発、販路開拓等需要振興や生産性向上のための設備投資、最近では、デジタル関連の案件も増え、仲間を応援して参ります。

神様は乗り越えられない試練は与えないと思います。

今年是一段と厳しい年になることは確実と思われませんが、必ずやこのコロナ禍を乗り切る決意を新たに、本年の初稼働を迎えたいと思いつつ、新年のあいさつと致します。

令和3年元旦



年 頭 所 感

経 済 産 業 省
製 造 産 業 局 長
藤 木 俊 光

(はじめに)

明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症でこれまでに亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、健康面や生活面などで影響を受けておられる方々に、心からお見舞い申し上げます。また、産業界の皆様からは、医療・生活物資の増産など、様々な形で御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

この感染症の拡大という未曾有の危機を乗り越えるため、私たちは生活様式のみならず、産業構造や社会システムを転換させていかなければなりません。ウィズコロナ・ポストコロナの時代に向け、我が国製造業においては、特に、①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」、③サプライチェーンの再構築をはじめとする「レジリエンス」の強化について重点的に取り組んでいく必要があります。

(2050カーボンニュートラルの実現)

まず昨年、我が国は「2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言致しました。

これを実現するためには、エネルギー分野だけでなく、鉄鋼、化学などの産業分野も、革新的なイノベーションを推進し、製造プロセス等を大きく転換させていくことがカギとなります。これを支援するため、昨年は、第3次補正予算案において、重点分野における技術開発・社会実装に向けた取組を10年間に渡り支援する2兆円基金の創設を決定しました。

環境対応は、もはや経済成長の制約ではなく、新たなビジネスチャンスにつながる成長戦略そのものです。昨年末にお示したグリーン成長戦略と、分野ごとの「実行計画」に基づき、産業界の皆様とともに、経済と環境の好循環を実現してまいります。

(デジタル社会の実現)

また、デジタル社会の急激な進展への対応も不可欠です。非接触や非対面といった「新たな日常」の実現や、ポストコロナ時代における我が国製造業の国際競争力強化に向けて、この潮流に乗り遅れぬようアクションを起こしていく必要があります。

例えば、自動車産業においては「CASE」と呼ばれる大変革を迎えており、対応を加速していかなければなりません。様々なプレイヤーが、インターネットを通じた情報と車の接続、自動走行、シェアリングサービス、電動化などを進めるグローバル競争の中で、我が国の自動車産業が競争力を確保することが重要です。また、MaaS の推進により、少子高齢化といった課題にも対応し、地域・高齢者を含めた移動の自由を確保するためのモビリティサービスの実現にも取り組む必要があります。このため、引き続き、関係省庁とも協力しながら、全国各地の自治体で実証実験を行うなど、地域の交通の課題を MaaS で解決する取組を進めてまいります。

ロボットやドローンを取り巻く環境も大きく変化しています。これまでは、主に工場の生産性向上のためにロボットが導入されてきましたが、コロナ禍を背景とした自動化・省人化・遠隔化のニーズの高まりから、工場のみならず、小売業や物流分野等でのロボットの導入が重要になっています。これを進めるためには、ユーザー側がロボットを導入しやすい環境、いわゆる「ロボットフレンドリー」な環境を構築することが必要です。また、ドローンは、人手不足の課題を抱えるインフラ点検や離島物流、災害への対応などで、急速に利活用が進んでいます。これをさらに後押しすべく、地域と連携した実証を進めるとともに、セキュリティの確保された安全安心なドローンの普及を進めてまいります。さらに、「空飛ぶクルマ」についても、2023年の事業開始、2025年の大阪関西万博での活用を目標に、制度整備や社会実装を進めてまいります。

さらに、個々の製造現場においても、デジタル化の重要性はますます高まっています。新型コロナウイルス感染症だけでなく、世界各地での地政学的リスクや自然災害等、サプライチェーン寸断を引き起こす不確実性が高まる中、こうした不測の事態に柔軟・迅速に対応するダイナミック・ケイパビリティ(企業変革力)の強化が喫緊の課題です。近い将来、製造業においても 5G等の無線通信技術の本格活用が見込まれる中、生産ラインの柔軟性を高めることで、仮に不測の事態が生じた際にも製品の増産や代替生産等を可能とすべく、研究開発をはじめとした取組を進めてまいります。

(サプライチェーンの強靱化)

また、今回のコロナ禍では、生産拠点の集中度が高い製品や、国民が健康な生活を行う上で重要な製品などのサプライチェーンの脆弱性が顕在化しました。

これを踏まえ、サプライチェーン強靱化のため、令和2年度1次補正及び予備費において国内投資促進事業費補助金を約3,000億円措置し、既に約200件の取組の支援を決定しております。これに加えて、第3次補正予算案では、約2,000億円の追加措置を閣議決定致しました。これにより、サプライチェーンの一層の強靱化を進めてまいります。

さらに、米中対立を背景とした、米国による輸出管理強化の動きや、昨年12月1日に施行された中国の輸出管理法も注視しなければなりません。自社のサプライチェーン上のリスクを把握するなど、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをお



願いたします。仮にサプライチェーンが不当に分断されるようなことがあれば、経済産業省が前面に立って産業界の皆様をサポートしてまいります。

(下請等取引適正化)

また、サプライチェーン全体での取引適正化や、取引条件の改善も重要な課題です。2016年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」に従い、昨年は、型管理問題や働き方改革に伴うしわ寄せ防止などの取組を精力的に進めてまいりました。具体的には、2月に「素形材産業取引適正化委員会」を設置し、「素形材産業取引ガイドライン」の改正案や普及のための対応策などについて議論を行いました。また、5月には「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、取引先との新たな連携や望ましい取引習慣を遵守することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入し、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。産業界の皆様には、引き続き「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表していただけるよう、改めて御協力のほどお願い申し上げます。

(福島)

福島の復興は経済産業省の最重要課題です。昨年9月には「福島イノベーション・コースト構想」の中核となる福島ロボットテストフィールドの開所式が執り行われました。福島ロボットテストフィールドは、ドローンの飛行試験や災害ロボットの実証実験を行える場としてニーズが高く、全施設が供用開始されてから研究棟には福島県内外から20の企業・大学等が入居され、既に260件の実証試験が行われております。福島ロボットテストフィールドが立地する地域は、ロボット産業との関わりが深い、機械加工産業が盛んな地域として知られており、福島ロボットテストフィールドが地域の新たな雇用や地元企業の取引拡大を生み出し、新たな産業を育む拠点となることを期待しています。

(通商)

また、昨年、我が国は8年間の交渉を終え、RCEPに署名しました。これにより、世界全体のGDP及び貿易総額の約3割を占める巨大な自由貿易圏が成立することとなります。また、日英EPAにも署名し、英国のEU離脱後、日EU・EPAに代わるものとして、日英間のビジネスの継続性が確保されました。これからも自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく国際経済体制を主導する役割を果たしてまいります。

(おわりに)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録し、「新たな日常」への模索が続くなど、我々は多くの課題に直面しています。こうした中、今年には延長された東京オリンピック・パラリンピックが予定されています。人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証しとして、また東日本大震災から復興しつつある姿を世界に発信する場と

してこれが開催できるよう、私自身も皆様とともに全力を尽くしてまいります。

最後に、産業界の皆様の益々の御発展と、本年が素晴らしい年となることを祈念して、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

中 小 企 業 庁 長 官
前 田 泰 宏

令和3年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中小企業・小規模事業者の皆様が非常に厳しい状況におかれた1年間でした。こうした状況の中でも、中小企業・小規模事業者の皆様の事業や雇用を守り抜くとの決意の下、持続化給付金や家賃支援給付金、実質無利子・無担保かつ最大5年間元本返済据え置き融資など、前例にとられない大胆な施策を着実に実行してまいりました。

本年も引き続き、万全の資金繰り対策による事業継続と、感染拡大防止への対応との両立を図ってまいります。加えて、ポストコロナに向けてビジネスモデルや事業を再構築させていくことも重要な課題となっています。中小企業庁では、こうした中小企業・小規模事業者の皆様の課題解決を支援してまいります。

第一に、中小企業・小規模事業者の皆様は、人口減少に伴う弱い内需等の課題に直面、さらには働き方改革、社会保険の適用拡大、インボイス導入など、今後相次ぐ制度変更にも対応していく必要があります。

そのためにも、生産性向上への取組は大変重要です。昨年より「持続化補助金」、「ものづくり補助金」、「IT 導入補助金」を「生産性革命推進事業」として一体運用した上で、複数年にわたり通年公募する仕組みを実現いたしました。生産性革命推進事業や事業再構築支援を通じ、低感染リスク型のビジネスモデルへの転換やテレワーク環境の整備等、感染症の影響を乗り越えるべく前向きな投資を行い、生産性の向上を目指す皆様を支援してまいります。

第二に、中小企業の経営者の高齢化に加え、感染症の影響により、休廃業・解散が加速するおそれがあります。地域の貴重な技術や人材等の経営資源の散逸を回避するため、「事業引継ぎ支援センター」を通じた企業間のマッチング支援や、事業引継ぎ時の専門家活用費用



や事業承継・引継ぎ後の経営革新への支援等の様々な支援策により、中小企業の経営資源の集約化を全力で推進してまいります。

さらに、中小企業再生支援協議会に対する相談が急増しております。再生計画策定の要望に十分に応じられる体制整備を行ってまいります。

第三に、取引の適正化も極めて重要な課題であると考えております。感染症の影響が長引く中で、経営基盤の弱い中小企業に、一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの取引におけるしわ寄せがあってはなりません。下請 G メン等を活用し、中小企業の取引条件の改善を図り「しわ寄せ」を防止することで、大企業と中小企業が共に成長できる環境の整備に取り組んでまいります。

最後に、去年は、九州地方をはじめ各地に影響をもたらした7月豪雨等の自然災害による被害に見舞われた年でもありました。発災直後から被災された皆様に寄り添った支援を行うとともに、被災地の皆様からいただきましたご要望を踏まえ、これまで被災事業者の皆様の再建の力となってきた「グループ補助金」と「自治体連携型補助金」を拡充、柔軟化した「なりわい再建支援補助金」を創設するなどの対策を講じてまいりました。

近年多発する自然災害等に対する中小企業の事前対策の取組につきましても強力に支援し、中小企業の強靱化を図ってまいります。

感染症というこれまでにない課題を乗り越え、新たな時代への一步を踏み出す。中小企業・小規模事業者の皆様の成長・発展に全力で取り組むことへの決意を新たにしています。本年が、皆様にとって実りある、飛躍の年となるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

経 済 産 業 省
製造産業局生活製品課長
永 澤 剛

令和三年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶び申し上げます。

去年は新型コロナウイルス感染症や七月豪雨災害が発生し、生活製品課では下着、タオル、寝具などの生活物資をチャーター便帰国者の宿泊施設や避難所へお届けしました。また、同

感染症の拡大による医療物資の不足に対応するため、昨年四月に産業界に協力要請をさせていただき、皆様にはマスクや医療用ガウンの供給に大きく貢献いただきました。緊急時に必要となる医療物資を確実に供給するためにも、国内供給体制の確保は重要であると認識しています。各種物資の提供にご協力いただいた皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。

さて、同感染症の影響により、日本経済は百年に一度の危機と言われるほど厳しい状況が続き、皆様の取引や経営に大きな影響が生じていると承知しています。政府は、皆様の事業継続のための資金繰りや雇用維持への対策として、政府系金融機関や民間機関による実質無利子・無担保の融資や雇用調整助成金の特例措置等を講じてきました。今後とも、刻々と変化する同感染症による経営環境への影響について、皆様の声に耳を傾けて、必要な支援を行ってまいります。

私は昨年七月に生活製品課長を拝命しました。当課は、繊維を始め、皮革や日用品、住宅設備・建材、伝統的工芸品など、皆様の生活に欠かすことができない製品分野を所掌しています。

我が国の繊維産業は、高度な技術力と感性によって、私達の日々の暮らしの質をよりよくし、生活文化の発展に貢献することができる産業です。今後も、国内産地が“世界の産地”として発展する潜在的な力があると確信しています。今後、以下のような取組を官民で推進していきたいと思えます。

第一に、デジタル化です。今回の同感染症の対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。繊維産業では、これまでも、AIを活用した需要予測サービスやIoT導入による生産性向上等デジタル技術を活用した取組が進められてきました。また、ウィズコロナの時代に合わせて、オンライン展示会の開催やEC化率の増加といったデジタル化が急速に進んでいます。政府としても、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。皆様のデジタル技術の導入、活用を応援するためにIT導入補助金等の支援策を用意していますので、是非ともご活用ください。

第二は、サステナビリティです。従来の価格、品質、安全に加え、環境や労働者の人権への配慮といったサステナビリティの実現が強く求められています。当省が昨年五月に公表した「循環経済ビジョン2020」や、EUが昨年三月に発表した「サーキュラー・エコノミー・アクション・プラン」において、検討が急がれる分野や重点分野として繊維が指定されています。こうした状況を踏まえ、当省ではサステナブルな仕組み作りに向けて、検討を進めていく予定です。



一企業だけでなく、サプライチェーン全体での取組が重要となることから、皆様の一層の取組を期待します。

第三に、インバウンドを含めた海外市場の開拓です。日本は昨年十一月、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」に署名いたしました。これにより、世界全体のGDP及び貿易総額の約三割を占める巨大な自由貿易圏が成立することになります。このように自由貿易圏が広がる中、高機能・高性能繊維や高品質・高感性な日本の繊維製品は、更なる輸出拡大が期待されます。また、本年は東京オリンピック・パラリンピックの開催年であり、世界に日本の優れた繊維製品等を発信する絶好の機会です。政府としては、日本貿易振興機構(ジェトロ)、中小企業基盤整備機構(中小機構)などの支援機関と連携し、海外展開を図る中堅・中小企業などに対して、事業計画の策定から販路開拓に至るまでの総合的な支援を提供する「新輸出大国コンソーシアム」を形成しています。今後も皆様に対し情報提供や活用可能なツールの紹介を行うとともに、通商交渉・二国間協力等の環境整備に引き続き取り組むなど、海外市場開拓を支援していきます。

第四は、コンプライアンスの遵守です。繊維産業では、多くの外国人技能実習生を受け入れていますが、残念ながら労働関係法規の違反事例が数多く報告されています。平成三十年六月に繊維産業技能実習事業協議会で決定した「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に基づき、引き続き、技能実習にかかる法令遵守等の徹底及び取引適正化の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

さらに、事業承継問題については、今後も事業者が事業を継続的に発展させていくためにも、次世代への円滑な事業承継が求められています。中小企業による経営資源の集約化等を促す税制を始めとした各種支援策を是非ともご活用ください。

当省としては、引き続き創意工夫をもって前向きかつ意欲的に取り組む事業者の皆様方を応援してまいります。皆様の一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、日本綿スフ織物工業連合会始め、我が国の繊維産業が大きな変革の時代を乗り越え、飛躍する一年になるよう、また、人類がウイルスに打ち勝つ年、大きな災害がない年となるよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。



●JETROパリ・ミラノ・ロンドン テキスタイル商談会開催

JETRO(日本貿易振興機構)は例年欧州、米国のアパレルバイヤーを招聘してテキスタイル展示商談会を開催しているが、このコロナ禍において、バイヤーが来日しての開催は難しい状況となった。そこで、国内の企業の情報と代表的な生地を取り纏めたスワッチブックをパリ、ミラノ、ロンドンのJETRO事務所に設置。JETROスタッフが来場したバイヤーからサンプル生地送付の要望をとり、参加企業にフィードバックするという形式の商談会となった。綿工連産地からも9社が参加した。各事務所において昨年12月初旬から中旬にかけて実施された。

●SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催

昨年12月2日(水)、東京有明のTFTビルにおいて繊維ファッションSCM推進協議会の「令和2年度第2回取引改革委員会」が開催された。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響について、委員からは一部で取引価格の決定・改定に影響があったことや傘下企業の厳しい現状が報告された。

また、4回目となる自主行動計画フォローアップ調査結果が事務局より報告された。

●日本繊維産業連盟常任委員会開催

12月7日(月)、東京日本橋で日本繊維産業連盟の常任委員会が開催された。当日は経済産業省製造産業局から藤木局長、柴田審議官、永澤生活製品課長他の出席があった。

鎌原織産連会長と藤木局長の挨拶の後、永澤生活製品課長から「繊維産業の現状と課題等」について説明があった。その後1月14日の総会に提出される議題について諮られた承認された。

綿工連から平松会長が出席し、新型コロナウイルス感染の綿・スフ織物業界への影響等について報告した。

常任委員会終了後、「技能実習適正化委員会」、及び「取引適正化推進委員会」が開催され、一部の団体の取組状況が報告された。

●一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催

12月17日(木)、大阪綿業会館において標記委員会が開催された。当日は2020年度コットンプロモーション事業実施状況、コットンマークの添付状況報告。2021年度の事業計画及び予算(案)について諮られた。また、アメリカ綿のサステナビリティ性の実証と普及のための「U.S.コットン・トラスト・プロトコル」の取組が紹介された。

●令和2年度第3次補正予算案閣議決定

昨年12月15日、令和2年度(2020年度)第3次補正予算案が閣議決定された。歳出追加額は19兆1,761億円。内経済産業省関係は約4兆7,000億円。

経済産業省関係令和2年度第3次補正予算案のポイント 【合計：約4.7兆円】

I. 「新たな日常」の先取りによる成長戦略

1. デジタル改革

- **ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業【900億円】**
多数同時接続や超低遅延の機能が強化されたポスト5G及び先端半導体の開発・製造を強化する。
- **コンテンツグローバル需要創出促進事業等【456億円】**
デジタル技術を活用する等収益基盤の強化に資する取組を取り入れた公演の実施に必要な経費を補助する。

2. グリーン社会の実現

- **カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業(仮称)【2兆円】**
NEDOに基金を設け、2050年までのカーボンニュートラル実現に必須となる3つの要素(電化と電力のグリーン化、水素社会の実現、CO2固定・再利用)等の重点分野における技術開発・社会実装に向けた研究開発プロジェクトを今後10年間継続して支援する。
- **災害時にも活用可能なグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金【37億円】**
現行では、EV購入時に40万円を補助。補正では、EVと充放電設備セットの場合60万円、再エネ100%電力とセットの場合80万円まで引き上げる。
※併せて、令和元年度補正予算において措置された「サボカー補助金」の残余額を、令和3年度に繰り越し、サボカーの導入を促進する。

3. 中小企業・地域

- **資金繰り支援【8,391億円(経産省計上)】**
民間金融機関を通じた実質無利子無担保融資を2021年3月まで実施する。さらに、経営改善や業態転換等に係る新たな信用保証制度・日本公庫等の融資制度の創設・拡充を行う。
- **中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円】**
ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業の新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援する。特に中堅企業に成長する中小企業については補助上限を1億円に引き上げて支援を重点化する。
- **中小企業生産性革命推進事業(特別枠)【2,300億円】**
感染防止と生産性向上を両立するビジネスモデルへの転換を支援する。
- **Go To 商店街事業【30億円】**
感染拡大防止対策を徹底しながら、地域の活性化や需要の喚起を目的とする商店街イベント等の取組を支援する。

4. レジリエンス

- **サプライチェーン強靱化・多元化【2,225億円】**
生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクの大きい重要な製品等や国民の健康な生活にとって重要な製品等について、国内増産等に寄与する設備投資を行う事業者(必要な部品等を生産する中小企業を含む)や、海外生産拠点の多元化に資する設備投資を行う事業者に対する支援を継続する。

II. 国内政策と一体となった対外経済対策

TPP等関連政策大綱の実現・海外展開支援

- **中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業等【104億円】**
日英EPA、RCEPの署名等を踏まえ、JETROによる情報提供・相談体制拡充、中堅・中小企業の海外販路開拓や越境ECを通じた海外展開支援の他、アジアのデジタル企業との協業プロジェクト等を支援。



民間金融機関を通じた資金繰り支援(実質無利子融資の年度内実施、新保証制度保証料補助)

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

令和2年度第3次補正予算案額 1兆8,980億円 <うち財務省計上1兆699億円>

事業の内容	事業イメージ																																							
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して令和2年5月1日より開始した、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保、保証料補助について、年度末の資金需要の増加による日本公庫等の窓口ひっ迫に対応するため、来年3月まで実施します。 また、今般の経済対策を踏まえ、①中小・小規模事業者等の経営改善等の取組に係る新たな信用保証制度の創設、②早期の事業再生に向けた取組を促す信用保証制度の拡充により、ポストコロナ時代に対応した経済構造の転換・好循環の実現を目指します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主等の資金繰りを円滑化 <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>補助(0.8兆円)【経産省計上】</p> <p>出資(1.1兆円)【財務省計上】</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組み場合に、保証料の一部を補助する制度を創設。</p> <p>(2) 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助する制度に拡充。</p> <p>(対象要件)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>保証限度額</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証期間</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>据置期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金利</td> <td>金融機関所定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証料(事業者負担分)</td> <td>0.2% (補助前は原則0.85%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売上減少要件</td> <td>▲15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること 今後取り組む事項(アクションプラン)を作成すること 金融機関が継続的な伴走支援をすること </td> </tr> </table> <p>②</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保証限度額</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証期間</td> <td>15年以内(一括返済の場合1年以内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>据置期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金利</td> <td>金融機関所定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証料(事業者負担分)</td> <td>0.2% (補助前は原則0.8%-1.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること </td> </tr> </table>	①	保証限度額	4,000万円		保証期間	10年以内		据置期間	5年以内		金利	金融機関所定		保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.85%)		売上減少要件	▲15%		その他	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること 今後取り組む事項(アクションプラン)を作成すること 金融機関が継続的な伴走支援をすること 		保証限度額	2.8億円		保証期間	15年以内(一括返済の場合1年以内)		据置期間	5年以内		金利	金融機関所定		保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.8%-1.0%)		その他	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること
①	保証限度額	4,000万円																																						
	保証期間	10年以内																																						
	据置期間	5年以内																																						
	金利	金融機関所定																																						
	保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.85%)																																						
	売上減少要件	▲15%																																						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること 今後取り組む事項(アクションプラン)を作成すること 金融機関が継続的な伴走支援をすること 																																						
	保証限度額	2.8億円																																						
	保証期間	15年以内(一括返済の場合1年以内)																																						
	据置期間	5年以内																																						
	金利	金融機関所定																																						
	保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.8%-1.0%)																																						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること 																																						

17

日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援

令和2年度第3次補正予算案額 186.0億円 <うち財務省計上 76.0億円>

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5003
(3) 中小企業庁 調査課
03-3501-1928

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業悪化を来している事業者への資金繰り支援を継続するとともに、事業転換やイノベーション等生産性向上に向けた設備投資や、事業再生・事業承継等に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を実施するために、日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。 <p>(1) 設備資金貸付利率特例制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新事業・ビジネスモデルの転換等の前向きな設備投資に係る適用金利を、貸付後当初2年間0.5%引き下げ。 <p>(2) 企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生支援協議会等の関与の下、事業再生に取り組む事業者や、事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて事業承継を実施する事業者等に対し低利融資を措置。 <p>(3) 観光産業等生産性向上資金の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る観光産業等を営む者に対し低利融資を措置。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化。 <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>(1) 設備資金貸付利率特例制度の概要</p> <p>新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5% 限度額：各貸付制度の限度額(中小事業7.2億円、国民事業7,200万円等) 金利：各貸付制度の適用利率※から当初2年間▲0.5%</p> <p>(2) 企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金の拡充</p> <p>①企業再建資金 ・再生支援協議会等公的支援機関の関与の下、事業再生に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.9% ・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.65%</p> <p>②事業承継・集約・活性化支援資金 ・事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65% ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.4% (小規模事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準利率から▲0.65%)</p> <p>(3) 観光産業等生産性向上資金の拡充</p> <p>事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る観光産業等を営む者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.4%</p> <p>※基準利率 : 中小事業1.11%、国民事業1.86%(担保の有無等によつて適用利率は変動) <令和2年12月1日現在、貸付期間5年以内の標準的貸付利率></p>

18

中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆1,485億円**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1818

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等) ※本事業とは電子申請のみを受け付けます。

国

→

民間団体等

→

中小企業等

補助(基金造成)

補助
100万円～1億円
2/3又は1/2
(一部1/3)

事業イメージ

補助対象要件

- 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- 自社の強みや経営資源(ヒト/モノ等)を活かすつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

中小企業(通常枠)	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠) ^{※1}	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠) ^{※2}	5,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠)：400社限定。
計画期間内に、①組織再編、②新機軸投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠)：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。
①直前6カ月のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

19

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 **2,300億円**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1818
03-3561-2036
後継 3-7703 サービス政策課
03-3560-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)に改編します。(※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了)

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - 補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や売上上げは求めないこととします。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

国

→

(独)中小企業
基盤整備機構

→

民間
団体等

→

中小
企業等

運営費
交付金

定額
補助

補助
(2/3等)

事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応率は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)
(補助額：100万円～1,000万円、補助率：2/3)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)
(補助上限：100万円、補助率：3/4)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。(※)
※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
(補助額：30万円～450万円(※)、補助率：2/3)
※テレワーク対応類型は補助上限150万円
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

20



中小企業庁 財研課
03-3501-5602

事業承継・事業引継ぎ推進事業 令和2年度第3次補正予算案額 56.6億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎにおいて後継者教育の重要性が指摘されていることを踏まえ、後継者教育の型を提示するため、承継トライアル実証事業を行います。
- さらに、感染症の影響下における事業承継・引継ぎに対応するため、各都道府県に設置される事業引継ぎ支援センターの体制を整備します。

成果目標

- 感染症の影響下においても、円滑な事業承継・引継ぎを実現し、対象企業の生産性向上や、地域の貴重な経営資源の維持を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

(1)	補助	民間事業者等	補助	中小企業・小規模事業者/組合等
(2)	委託	民間事業者等	委託	中小企業・小規模事業者
(3)	委託	産業競争力強化法に基づく認定支援機関等	相談対応等	中小企業・小規模事業者

事業イメージ

(1) 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助します。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※集積を伴う場合
1. 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
創業支援型	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M&A型	2/3	800万円	200万円
2. 事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

- また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。
※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

(2) 承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

(3) 事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

- 事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

21

中小企業再生支援事業 令和2年度第3次補正予算案額 30.0億円

中小企業庁 金融課
03-3501-2076

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、4月から新支援の特例リスケジュール計画策定支援を開始したこともあり、今後再生計画策定支援を受ける可能性のある中小企業者等が増加しています。
- 加えて、例年、年末以降の再生計画策定支援件数が多いことを踏まえ、中小企業の円滑な再生支援に万全を期します。

成果目標

- 平成30年度から令和4年度までの5年間の成果目標として、足下並みの低い二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年間のモニタリング期間中に再度破綻した率)の実現を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国	委託	産業競争力強化法に基づく認定支援機関	相談対応等	中小企業・小規模事業者
---	----	--------------------	-------	-------------

事業イメージ

1. 足下実績(一次相談対応件数)

2. 事業スキーム

窓口相談(第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス
面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
課題を踏まえた適切なアドバイスを実施
必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

特例リスケジュール計画策定支援

1年間の特例リスケジュールの要請
新規借入を含めた金融機関調整
資金繰り計画の策定支援

再生計画等策定支援(第二次対応)

事業再生支援	経営者の再チャレンジ支援
個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援 関係金融機関等との調整	具体的な弁済計画の策定を支援 関係金融機関等との調整 経営者保証GLに基づく保証債務等整理

定期的なフォローアップ

22

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度第3次補正予算案額 9.8億円

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁事務局
03-3501-1768

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込み、感染拡大防止対策に要する費用の増加等により、中小企業・小規模事業者の経営は依然として厳しい状況です。 新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、中小企業・小規模事業者への寄り添ったの支援を実施していく必要があります。 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、キャッシュフローの改善、適切な資金繰り計画策定や販路拡大等の経営支援を実施していく必要があります。 今後、ポストコロナの中で、中小企業・小規模事業者に対して再起を促すため、よろず支援拠点における経営相談対応体制の強化を図ります。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>よろず支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りや売上拡大策に課題を抱える中小企業・小規模事業者への支援体制を強化し、支援の充実を図ります。

24

中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

令和2年度第3次補正予算案額 32.9億円

貿易経済協力局 貿易振興課 03-3501-6755
貿易経済協力局 投資促進課 03-3501-1662
通商政策局 戦略課 03-3501-1654
通商政策局 経済連携課 03-3501-1595
通商政策局 欧州課 03-3501-1085

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の中堅・中小企業が海外展開を推進するためには、日英EPAやRCEP等の経済連携の合意を機に、新たに拡大が見込まれる海外市場等への販路開拓を加速する必要があります。 RCEPや日英EPAにおいて、電子商取引等に関する一定の規律が設けられ、越境EC市場の獲得への環境が整うことが想定されます。対面での販路開拓が引き続き困難ななか、オンラインの販路開拓が重要です。 RCEPを通じて、食品の関税削減効果が見込まれるため「2030年に農林水産物・食品の輸出 5兆円」という目標に向けた対策を強化します。 このため、オンラインでの販路開拓に向けて、新輸出大国コンソーシアムの枠組みを活用した販路開拓の支援等、RCEPメンバー国等のECサイトへの食品等の出展支援等を実施します。 これらに加え、RCEP等の協定が最大限活用され、協定の効果が最大化されるよう、事業者へのきめ細やかな情報提供・相談体制等を強化するとともに、RCEPメンバー国等の主要拠点にコーディネーターを配置し、現地での個別課題の解決を支援します。 また、英国のEU離脱（ブレグジット）によるビジネスへの影響を最小限のものとするため、事業者への情報提供や相談等を実施します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年以降の中堅・中小企業の海外展開に関する政府目標（現行目標：中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にする） <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>（1）新たに海外展開に取り組む企業の販路開拓へのサポート</p> <ol style="list-style-type: none"> ECを活用する中堅・中小企業の商品開発、契約締結等の支援 <ul style="list-style-type: none"> 海外消費者が求める商品開発、EC事業者との契約締結等の支援 海外展開に取り組む企業の販路開拓サポート <ul style="list-style-type: none"> 新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開に取り組む中堅・中小企業に対して、海外展開計画の策定、商談支援等の適切なサポートを実施 地域産品の海外販路開拓のための現地支援及び現地プロモーション <ul style="list-style-type: none"> 農水省やFOODO等と連携した情報提供及び販路開拓イベントの実施 <p>（2）越境EC市場を通じた海外展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の主要ECサイトにJapan Mallを設置、オンライン展示会への出展・PRを支援 <p>（3）進出中小企業の個別課題解決への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> RCEPメンバー国のJETRO海外事務所へ配置されたアドバイザーによる、進出企業の拠点設置や操業等に係る相談対応 関係国の主要拠点にコーディネーターを配置し、現地の官民支援機関と連携して、海外進出に取り組む企業の個別課題の解決を支援 <p>（4）EPA利活用促進のための情報提供・相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー開催、解説書・パンフレット等の作成・配布、地方紙等への記事掲載 通関トラブル等に備えた情報収集・調査 ・相談窓口機能の強化 等 <p>（5）アジア地域のデジタル関係企業とのネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本のスタートアップ企業等との連携・共創先としてのアジア企業を発掘するため、アジア関係国を対象に、情報収集やサポートセンターの開設を行う。 <p>（6）英国のEU離脱に伴う対欧州ビジネス支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ブレグジットに伴って対応が必要となる英国及びEUの制度等に関するセミナーや個別相談、サプライチェーンの見直し等の支援 等

48



●令和3年度予算案閣議決定

昨年12月21日、令和3年度(2021年度)予算案が閣議決定された。一般会計総額は106兆6,097億円と過去最大となった。経済産業省関係は上記の令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を合わせて15か月予算として中小企業対策を含めた経済政策に対応するとしている。この予算案は1月召集の通常国会に提出される。

経済産業省関係 R2年度3次補正予算案・R3年度当初予算案のポイント

◇ 3次補正予算案、当初予算案をあわせて15ヶ月予算として、経済産業政策を強力に推進。

	R2年度 3次補正案	+	R3年度 当初案	R2年度当初
一般会計(エネ特繰入及びカーボンニュートラル除く)	2兆6,417億円+3,517億円			3,494億円
うち、中小企業対策費	2兆 2,834億円+1,117億円			1,104億円 ^{※1}
うち、科学技術振興費	1,238億円+1,090億円			1,079億円 ^{※2}
うち、その他	2,345億円+1,309億円			1,311億円 ^{※1}
エネルギー対策特別会計・カーボンニュートラル	2兆 270億円+7,454億円			7,481億円
うち、カーボンニュートラル(基金)	2兆 円			-
うち、エネルギー需給勘定	265億円+5,724億円			5,754億円
うち、電源開発促進勘定	5億円+1,679億円			1,675億円
うち、原子力損害賠償支援勘定	50億円			52億円
特許特会	1,562億円			1,649億円
経済産業省	4兆6,688億円+1兆2,533億円			1兆2,624億円

※1) R3年度予算案において内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業のR2年度見合い分(約7億円)は控除。
このためR2年度の中小企業対策費は、控除分を戻すと1,111億円。なお、その他経費についても同様の整理。
※2) R2年度当初の科学技術振興費から第2GSOC費(政府機関等におけるサイバーセキュリティ強化対策費)の一括計上の枠借分(約54億円)は控除。
※3) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

I. 「新たな日常」の先取りによる成長戦略

～ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～

デジタル改革	グリーン社会の実現	中小企業・地域
(1) デジタルを活用した産業の転換 (2) デジタル基盤・ルールの整備	(1) 脱炭素化に向けたエネルギー転換 (2) 循環経済への転換	(1) 「新たな日常」下での中小企業支援 (2) 地域経済の強化と一極集中是正
レジリエンス、健康・医療	人材育成、イノベーション・エコシステムの創出	
(1) サプライチェーン強靱化・サプライネットの構築 (2) 経済・安全保障を一体として捉えた政策の推進 (3) 国民の命を守る物資の確保 (4) 予防・健康づくりの実現	(1) 変革を実現する人材の育成 (2) イノベーション・エコシステムの創出	

II. 国内政策と一体となった対外経済政策

(1) 国際協調の維持 (2) 有志国との連携強化 (3) 海外展開支援強化

III. 最重要課題：廃炉の安全かつ着実な実施／福島の復興を着実に進める

(1) 廃炉の安全かつ着実な実施 (2) 福島の復興を着実に進める

「令和2年度第3次補正予算案」及び「令和3年度当初予算案」等について（地域・中小企業・小規模事業者関係）

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題に対応することが喫緊の課題。
- 第3次補正予算案及び当初予算案を合わせて15か月予算として、①「事業継続や事業再構築の後押し」、②「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」、③「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

中小企業向け予算	当初予算(補正)	第3次補正
	1,104億円(4,067億円)	1,117億円(2兆2,834億円)

※大體官庁等に移管される予定のデジタル・ガバナメント実現に係る事業のR2年度見合分(約7億円)は控除。

※網がが欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもので、

1 事業継続や事業再構築の後押し

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する補助金を新設。
 - ① 中小企業等事業再構築促進事業[1兆1,485億円<R2三次補正>]
 - ・事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業（中堅企業）に対して最大6,000万円（8,000万円）を補助。中堅企業への成長を目指す中小企業やグローバル展開を目指す中堅企業に対しては、上限を1億円に引き上げ成長を強力に支援。
- 民間実質無利子融資を年度末まで延長するとともに、中小企業等の経営改善等の取組を支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。
 - ② 中小企業等の資金繰り支援[8,391億円<R2三次補正>]
 - ・民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を令和3年3月まで延長。また、中小企業の経営改善等を支援するため新設する信用保証制度や事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大庫に軽減するとともに、日本公庫による業態転換等の設備投資や事業再生等の融資制度について、運用金利を引き下げる。

2 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
 - ③ 事業承継総合支援事業[95.0億円（75.1億円）の内数/56.6億円の内数<R2三次補正>]
 - ・事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施。
 - ④ 事業承継・世代交代集中支援事業[16.2億円（新規）/56.6億円の内数<R2三次補正>]
 - ・M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置。
 - ⑤ 中小企業の経営資源集約化に関する税制[新設]
 - ・M&A後リストラに備える準備金、設備投資減税、雇用確保を促す税制措置の3つの措置を一体で調し、経営資源の集約化を推進。
- 事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
 - ⑥ 中小企業再生支援事業[95.0億円（75.1億円）の内数/30.0億円<R2三次補正>]
 - ・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分にこたえられるよう体制を拡充する。

3 生産性向上による成長促進

- 中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
 - ⑦ 中小企業生産性革命推進事業[2,300億円<R2三次補正>]※R1補正でも3,600億円を措置。
 - ・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
 - ⑧ 戦略的基礎技術高度化・連携支援事業（サポイン事業）[109.0億円（131.2億円）]
 - ・ものづくり基礎技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。
 - ⑨ JAPANブランド育成支援等事業[8.0億円（10.0億円）]
 - ・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。
 - ⑩ 地域未来デジタル・人材投資促進事業[11.7億円（新規）]
 - ・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。
- 研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に応じた海外進出を支援。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

4 経営の下支え、事業環境の整備

- ⑪ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援[40.9億円（42.4億円）/9.8億円<R2三次補正>]
- ⑫ 小規模事業者対策推進等事業[53.2億円（59.2億円）]
- ⑬ GoTo商店街事業[30.0億円<R2三次補正>]
- ⑭ 地域の持続的発展のための中小小売業者等の機能活性化事業[5.5億円（新規）]
- ⑮ 中小企業取引対策事業[9.8億円（9.8億円）]

5 災害からの復旧・復興、事前の備え

- ⑯ なりわい再建支援事業[275.7億円<R2予備費>/30.0億円<R2三次補正>]
- ⑰ なりわい再建資金利子補給事業[0.5億円<R2三次補正>]
- ⑱ 被災小規模事業者再建事業[113.5億円<R2予備費>/11.4億円<R2三次補正>]
- ⑲ 中小企業強靱化対策事業[中小機構運営費交付金177.3億円（175.5億円）の内数]
 - ・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機軸の地域本部に配置し、相談体制を整備。



中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和3年度予算案額 95.0億円 (75.1億円)

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2476
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-3803

事業の内容

事業目的・概要

(1) 中小企業再生支援事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 令和3年度においては、人員の増強など協議会の体制拡充を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等への再生支援に万全を期します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 令和3年4月にM&A等の事業引継ぎ支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組します。
- 中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。

成果目標

(1) 中小企業再生支援事業

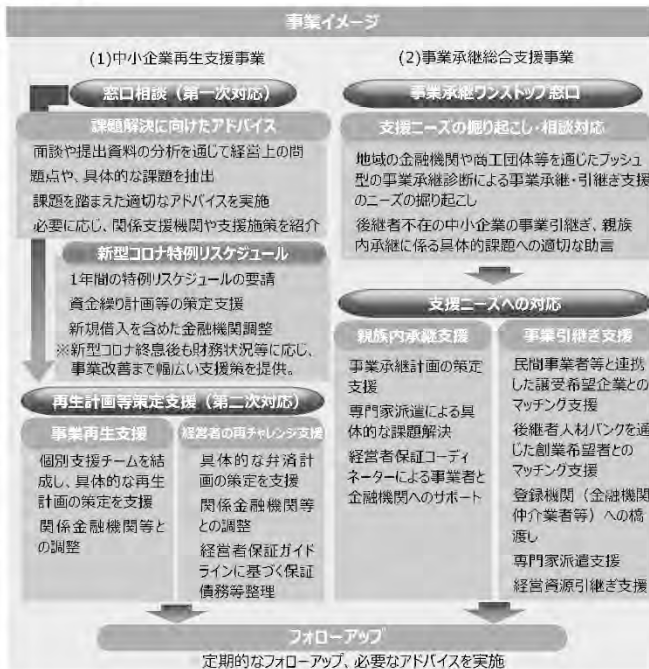
- 平成30年度から令和4年度までの5年間の成果目標として、足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 年間16.8万件の事業承継診断及び年間2000件の事業引継ぎ（令和4年度までに達成）により、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

委託 → 産業競争力強化法に基づく認定支援機関 → 相談対応等 → 中小企業・小規模事業者



中小企業庁 取引課
03-3501-1863

中小企業取引対策事業

令和3年度予算案額 9.8億円 (9.8億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 適正取引の実現や付加価値向上につながるサプライチェーン全体にわたる取引環境の改善は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下請事業者へのしわ寄せ防止や、最低賃金引上げのできる環境整備等のためにも引き続き重要です。
- 本事業では、未来志向型の取引慣行に向けての5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や取引条件改善状況調査等の実施や、価格交渉サポート等事業を実施します。
- また、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。

成果目標

- 下請企業ヒアリング、調査等において「具体的な改善があった」と回答した事業者の割合について、30%以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 民間企業等 → 相談対応、説明会等 → 中小企業・小規模事業者等 → 相談、交渉等

事業イメージ

中小企業取引適正化対策事業【委託】

- 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営。
- 親事業者・下請事業者に対する下請法・下請ガイドライン等の講習会の実施（下請取引改善事業）。
- 下請法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用（下請取引状況調査）。
- 親事業者や新規取引先との契約・価格交渉に必要なノウハウに関する講習会の実施（価格交渉サポート等事業）。
- 取引条件の改善状況、業界の商慣行、サプライチェーンの構造に関する調査の実施（取引条件改善状況調査）。
- 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営。

等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処します。

取引適正化・付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善

(調査)	(相談対応)	(講習会)
<ul style="list-style-type: none"> 下請取引状況調査 取引条件改善状況調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺事業（全国48箇所に相談窓口設置、ADR業務の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引改善事業（下請法等の講習会） 価格交渉サポート等事業

中小企業者の活躍

- 「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和3年度予算案額 40.9億円 (42.4億円)

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。 令和3年度においては、年々増加する相談件数に対応可能な体制を整備するとともに、これまでの支援ノウハウを活かし、緊急時の拠点間連携の体制強化を図ります。 地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年度から2021年度までの8年間の事業です。 (1)よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%以上になることを目指します。 (2)専門家を派遣した件数に対して、経営課題の解決の対策が立てられた件数の割合が90%以上になることを目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>(1) よろず支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家(10名~20名)を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。 ITを活用した生産性向上に向けた取組、事業承継、人手不足問題等、特に対応が必要な分野の体制強化を図るとともに、自然災害や感染症等の影響を受けた中小企業・小規模事業者等からの相談にも対応します。 <p>(2) 専門家派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点及び地域プラットフォーム(地域PF)が、中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家の派遣申請を行い、派遣された専門家が支援を実施します。 ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

令和3年度予算案額 40.0億円 (42.5億円)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。 こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。 また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>融資制度のスキーム</p> <p>貸付条件</p> <p><小規模事業者経営改善資金 (マル経)></p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額：2,000万円 貸付金利：1.21% 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 担保等：無担保・無保証人 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること <p><小規模事業者経営発達支援資金></p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円) 貸付金利：1.76%~2.15% (無担保) 0.81%~1.80% (有担保) 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内 (貸付金利は令和2年12月1日現在)



JAPANブランド育成支援等事業 令和3年度予算案額 8.0億円 (10.0億円)

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-787

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（EC）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しており、こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定されます。
- 本事業では、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助 (2/3, 1/2)

中小企業者、民間支援事業者等

事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

- 海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。

①事業型：

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

(補助上限：500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内)

(※1) 複数者による共同申請の場合は上限2,000万円
(※2) 国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：

民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。

(補助上限：2,000万円、補助率※1：2/3、1/2以内)

(※1) 国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費 令和3年度予算案額 10.4億円 (10.1億円)

中小企業庁 技術経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業力向上
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- ※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年以内の達成を目指します。
- 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
- 補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
- 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）

定額補助 補助 (原則1/2)

民間団体等

(1) 中小企業等
(2) 幹事企業等

事業イメージ

(1) 企業間連携型
(補助上限額：2,000万円/者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内)

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで)

<想定される取組例(イメージ)>

- 地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- 地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とファイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

(2) サプライチェーン効率化型
(補助上限額：1,000万円/者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内)

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。(連携体は10者まで)

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例(イメージ)>

- サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- 生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算案額 **109.0億円 (131.2億円)**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1815

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。 このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 事業化を達成するプロジェクトが50%超 売上累計額が総予算投入額の150%超 補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上 補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国 (1)(2)委託 (1)(2)補助(原則1/2,2/3) → 中小企業・小規模事業者 大学、公設試 民間団体等</p> </div>	<p>(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。 また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>✓ 補助上限額：4,500万円 ※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能</p> <p>✓ 補助率：原則2/3以内</p> </div> <p>(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 (サブサポ事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>✓ 補助上限額：3,000万円 ※2年度目は初年度の交付決定額を上限</p> <p>✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内</p> </div>

●令和3年度税制改正案閣議決定

昨年12月21日、令和3年度(2021年度)税制改正大綱が閣議決定された。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業事業者・小規模事業者の負担を軽減するため事業者の保有する建物や設備の固定資産税及び都市計画税について、現行の負担調整措置を2021年4月から3年間延長する。また、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等(統合・再編等)を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。



令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正のポイント

1. 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

(1) カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii) 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、最大10%の税額控除等を講ずる。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)投資の促進

- デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、クラウド技術を活用したハードウェアのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除等を講ずる。

(3) 繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進

- 厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜まず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、繰越欠損金の控除上限(現行50%)を、最長5年間、投資額の範囲で最大100%まで引き上げる。

(4) 研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進

- 研究開発税制について、i) コロナ禍の厳しい経営状況の中(売上2%以上減)、研究開発投資を増加させる企業に対する税額控除の上限引き上げ(25%→30%)、ii) DX促進のため、クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発の対象追加等を講じた上で2年間延長する。

(5) 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

- 株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の株式譲渡益への課税の繰延措置を、事前認定不要な恒久措置として創設する。(総額の20%まで現金の活用も可能)

(6) 車体課税(エコカー減税、環境性能割)の見直し・延長

- エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃費基準に切り替えた場合、減税対象割合が現行と同じ(新車台数の)約7割となる基準を維持するとともに、今年度末で期限が切れる環境性能割の臨時的特例措置(▲1%)を9ヶ月間延長する。
- 自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

(7) 人材確保等を促進する税制

- 中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、新規雇用者(新卒・中途採用)の給与等支給総額を前年度より2%以上増加させた場合、その給与等支給総額の15%を税額控除する措置を講ずる。(教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ)

2. コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

(1) 中小企業の経営資源の集約化(M&A)に資する税制の創設

- M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。
- 具体的には、以下の3つの措置をセットで適用することを可能とする。
 - ① M&A実施後のリスクに備える5年間の据置期間付の準備金
 - ② 最大10%の税額控除等の設備投資減税
 - ③ M&A実施後の雇用確保を促す措置として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除

(2) 様々な中小企業の設備投資支援を強化

- 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長(10%の税額控除等)するとともに、中小企業投資促進税制を商業・サービス・農林水産業活性化税制と統合した上で2年間延長(7%の税額控除等)する。
- 地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制(5%の税額控除等)に、新たにサブライフェーン強靱化の類型を追加し、2年間延長する。
- 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却20%)の対象設備を追加し、2年間延長する(停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ)。

(3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

- 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を2年間延長する。
- 所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合(前年度比1.5%以上)、その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。

(4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

- 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずる。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

- (1) **国際課税の見直し**：2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとするべく取り組む。

- (2) **納税環境のデジタル化**：タイムスタンプ要件の大規模緩和(3日⇒2ヶ月以内)、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る要件等についてデジタル化に資する緩和を行う。

- (3) **ガス事業の収入金課税の見直し**：2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人事業税について、他エネルギーとの競合や新規参入状況等を考慮しつつ、課税方式の見直しを検討する。

(2-2) 中小企業設備投資税制の延長等 (所得税・法人税・事業税・法人住民税)

延長等

- 「**中小企業経営強化税制**」について、適用期限を**2年間延長**する。また、**本税制の利便性を向上**させるため、適用の前提となる**計画認定手続を柔軟化**する(例、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化)。
- 「**中小企業投資促進税制**」に「**商業・サービス業・農林水産業活性化税制**」も取り込む形で(不動産業、商店街振興組合等を移管)制度を一本化した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) →延長(2年)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>健診医療最先端設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p> <p>※計画認定手続を柔軟化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 →延長(2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>	<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 →廃止</p>		

□を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

29

(2-3) 地域未来投資促進税制の拡充・延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの地域経済の回復を図るためにも、**引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援が必要**。このため、**適用期限を2年間延長**する。
- **より投資効果の高い事業創出を促す**ため課税特例の**要件の客観化・明確化**を図るとともに、**地域の経済活動が停止するリスクを回避**するため**地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援**。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

地域経済牽引事業計画 (都道府県の承認)	課税の特例の内容・対象												
<p>都道府県・市町村が作成する基本計画への適合</p> <p><地域経済牽引事業の要件></p> <p>①地域特性の活用</p> <p>②高い付加価値の創出</p> <p>③地域の事業者に対する経済的効果</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置・器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>上乗せ要件を満たす場合</td> <td>50%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。 ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。</p>	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除											
機械装置・器具備品	40%	4%											
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
<p>課税の特例措置 (国の確認)</p> <p><課税特例の要件></p> <p>①先進性を有すること 要件の客観化・明確化 (※特定非常災害により被災した区域を除く)</p> <p>②総投資額が2,000万円以上であること</p> <p>③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること</p> <p>④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上</p> <p><上乗せ要件> (平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象)</p> <p>⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上</p> <p>⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上</p>	<p><通常類型></p> <p>①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上</p> <p><サプライチェーン類型></p> <p>①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造</p> <p>①(2)域内(※)の取引額の増加率が一定水準以上</p> <p>(※) 地域経済牽引事業を実施する都道府県内</p>												

32



(2-5) 中小企業者等の法人税の軽減税率の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を**2年間延長**する。

改正概要

【本則：期限の定めなし】
 【租税特別措置法：適用期限 令和4年度末まで】

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

36

(2-7) 所得拡大促進税制の見直し・延長 (所得税・法人税・法人住民税)

見直し・延長

- 経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要。他方、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、**雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要**。
- このため、**雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価**できるよう、**適用要件を一部見直し・簡素化**したうえで、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

《現行制度》	《改正案》
<p>【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上 かつ</p> <p>【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <hr/> <p>【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>	<p>【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <hr/> <p>【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>

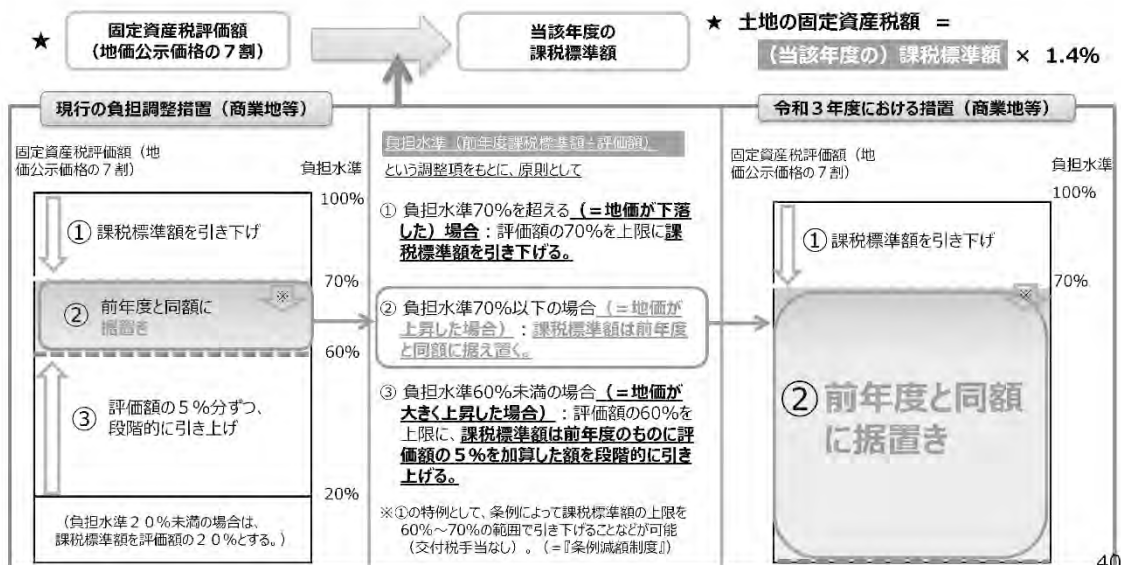
38

(2-8) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

延長等

(固定資産税・都市計画税)【国土交通省主管】

- 土地に係る固定資産税について、**現行の負担調整措置等を3年間**(令和3年4月1日～令和6年3月31日)**延長**するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置**。



○新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援パンフレット

(経産省、随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



主な補助金等の公募スケジュール:

- ・持続化補助(通常枠) 4次締切 2021年2月5日(金)、5次締切 2021年6月予定
- ・ものづくり補助金 2021年2月2日(火)17時~2月19日(金)17時(5次締切)

●日・英EPA

日英包括的経済連携協定(EPA)の承認案が昨年12月4日参院本会議で可決、国会において承認された。また、英国においても7日に議会で承認された。工業品や農林水産品の関税については日・EU EPAの内容がほぼ踏襲される。この協定は本年1月1日に発効した。



●綿工連産地・企業の新聞記事一覧（2020年12月）

繊維ニュース

- 12月 1日 綿工連綿's倶楽部 クラウドファンディングをテーマに勉強会
- 12月 1日 西脇・多可「播州織」連携会議 初の播州織オンライン展 12月開催
- 12月 3日 「タケヤリ」働きやすいワークシャツ発売(岡山)
- 12月 7日 「笹倉織布工場」オーガニック製品開発に力 小幅織機を導入し(播州)
- 12月 8日 播州織産地 初のオンライン展示会 “生配信”のプレゼンも
- 12月10日 三備産地「第1回繊維マイスター認定」マイスターに岡本久志さん(クロキ)と渡邊忠雄さん(ショーワ)、プレマイスターに杉本真季子さん(ショーワ)
- 12月11日 「タカヤ商事」第3四半期も横ばい確保 TWなど業績を下支え(備中)
- 12月15日 播州織産地オンライン展 “生配信”に注目集まる インスタライブ活用
- 12月15日 「橋本織布」コロナ禍でも安定稼働 ルーム着やパジャマ地で(播州)
- 12月16日 三備産地 “コト消費”でニーズつかむ 増えるデニム製品のオーダーメイド
- 12月16日 「維研」衣料や寝具分野へ進出 銀の熱伝導率の高さに注目(江南)
- 12月17日 特集2020年東海・北陸オンライン「高柳ウィービング」緑茶染めで自販展開(遠州)
- 12月18日 「善徳織物」小型の播州織バッグ2種 独自の製品ブランドで(播州)
- 12月21日 特集カーテン コロナ下の変化に挑む「維研」新商品で既存先の深耕図る(江南)
- 12月22日 <往来> 「古橋織布」メーカーも発信力は重要な要素(遠州)
- 12月22日 『和泉木綿マスク』を地産地消で JT、高校生、産地業者が協業(泉州)
- 12月23日 <クローズアップ> 播州織ネクストジャパン代表 渡辺 毅氏 “コロナ禍は商機も生む”
- 12月24日 播州織産地博覧会 すべての生地、製品が一堂に 5月23日に播織協組で初開催
- 12月24日 <回顧2020年生地産地> 綿織物苦戦際立つ/尾州受注大幅減/北陸7~9月底に回復
- 12月25日 「小円織物」賃織り減も縫製品で補う 売り上げは1.5倍に(播州)
- 12月25日 10月の岡山県織物生産 デニム回復も全体的に減少傾向(岡織工組纏め)

織研新聞

- 12月 4日 奈良産繊維製品のブランド販売会、日本橋の奈良まほろば館で開催
- 12月 4日 播州織産地 オンラインで展示会 ライブ配信も
- 12月 9日 タカヤ商事「RNA-N」21年春 オーガニックコットンの新シリーズ(備中)

●特許公開情報

2020年12月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2020年12月公開分)

< 12月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-191970	日清紡テキスタイル(株) (株)ナフィアス	布団
2	特開 2020-193409	YKK AP(株)	スクリーンおよびスクリーン装置
3	特開 2020-193415	ユニチカ(株) 日本エステル(株)	マルチフィラメント糸及びこれを用いた繊維製品の熱成形法
4	特開 2020-193422	帝人(株)	2層布帛、および、これを用いた熱防護衣料
5	特開 2020-196971	美津濃(株)	透け感抑制生地及びこれを用いた被服
6	特開 2020-198807	小泉製麻(株)	茶樹用被覆シート
7	特開 2020-204111	(株)クラレ	複合燃糸
8	特開 2020-204119	日本毛織(株)	ゼラチンフィラメント糸、その製造方法及びこれを用いた繊維構造物

綿工連 2020年(令和2年) 一年の動き

- 1月10日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月17日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月29～30日……… 播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)
- 2月6～7日…………… ビワタカシマ2021春夏素材展大阪展(大阪・綿業会館)
- 2月 6日…………… 第132回通商問題委員会開催(東京・繊維会館)
- 2月21～22日……… 遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 2月28日…………… 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(和歌山・ダイワロイネットホテル和歌山)
- 3月12～13日……… 第8回綿織物産地素材展《中止》
- 3月30日…………… 綿スフ工連/綿工連/同交会理事会
- 4月 8日…………… 第133回繊維通商問題委員会《書面委員会》
- 4月13日…………… 綿スフ工連/綿工連/同交会監事会



- 5月13～14日…… JFW-Premium Textile Japan 2021S/S 《中止》
- 5月19日…… 綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会
- 5月28日…… 綿スフ工連／綿工連理事会
- 6月10日…… 第134回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月13日…… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 7月13日…… 繊維産連常任委員会(東京・霞ヶ関ビル)
- 7月28日…… SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 8月 5日…… 繊維産連幹事会(東京・繊維会館)
- 9月 2日…… 第135回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 9月 5日…… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 9月11日…… 綿スフ工連理事会(大阪・綿業会館)
- 10月14日…… 繊維産連主催「IoTセミナー」(大阪・綿業会館)
- 11月 6日…… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京・綿工連会館)
- 11月10日…… 第136回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 11月18～19日…… JFW-Premium Textile Japan 2021A/W、JFW-Japan Creation 2021
(東京国際フォーラム)
- 11月28日…… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 12月 2日…… SCM推進協議会第2回取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 12月 7日…… 繊維産連常任委員会(東京・日本橋)

1月以降の行事

- 1月14日 …… 繊維産連役員総会(東京・東京プリンスホテル)
- 3月 5日 …… 綿工連綿's倶楽部全国交流会(横浜)
- 3月16日 …… 綿スフ工連／綿工連／同交会理事会(大阪・綿業会館)
- 3月25～26日 …… 第8回綿織物産地素材展(綿工連会館1階)

いいものはきもちいい。
——こだわりの品質、ジャパン・コットン。

JAPAN
COTTON



Pure Cotton



綿100%
「ピュア・コットン・マーク」

JAPAN
COTTON



Pure Cotton

綿混率50%以上
「コットン・ブレンド・マーク」

JAPAN
COTTON



Cotton Blend

日本で生まれて日本に育った私たちは、日本人だけに分かる心地よさを知っています。たとえば、春の日溜まりのぬくもり、夏の打ち水の涼しさ、障子からもれる明かり、鈴虫の音色。日本人だからこそ分かる本当の快適さを、しっかりと保証するための印を作りました。

ジャパン・コットン・マーク。日本国内で製造した高品質の綿素材を使用した製品だけに、その優れた品質を保証して添付されます。